

北海道寿都郡寿都町  
文献調査報告書

経済社会的観点からの  
検討に関する説明書

2024年11月

原子力発電環境整備機構

2024年11月 発行 原子力発電環境整備機構

本資料を利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。編集・加工等して利用する際には、以下の出典表記とは別に編集・加工等を行ったことを記載してください。

(出典の記載例)

原子力発電環境整備機構 (2024) 北海道寿都郡寿都町文献調査報告書

また、第三者（原子力発電環境整備機構以外のものをいいます。以下同じ。）の著作物が含まれる場合（例えば、原子力発電環境整備機構が第三者の図表等を用いて転載・編集・加工等している図表等）には、別途、第三者からの許諾が必要になることがあります。利用者の責任において、第三者が権利を有している部分を確認し、当該第三者から利用の許諾を得てください。

上記は、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。

## 目 次

第1章 調査, 検討の考え方 .....	1
1.1 検討の進め方.....	1
1.1.1 文献調査計画書 .....	1
1.1.2 「文献調査段階の評価の考え方」 .....	1
1.1.3 説明書作成の考え方 .....	2
1.2 実施項目と手順 .....	2
第2章 土地の利用規制に関する文献・データの収集.....	5
2.1 情報の収集・整理の考え方 .....	5
2.2 収集・整理した文献・データ .....	5
第3章 法・条例などによる土地利用規制の指定状況 .....	8
3.1 社会環境面（都市地域, 農業地域, 森林地域） .....	8
3.1.1 都市地域.....	8
3.1.2 農業地域.....	8
3.1.3 森林地域.....	13
3.2 自然環境面（自然公園地域, 自然保全地域） .....	20
3.2.1 自然公園地域.....	20
3.2.2 自然保全地域.....	27
3.3 その他（景観, 文化財, 国土防災） .....	29
3.3.1 景観.....	29
3.3.2 文化財.....	29
3.3.3 国土防災.....	29
第4章 調査結果.....	31
4.1 調査結果の概要 .....	31
4.2 考慮すべき点.....	33
4.2.1 段階的対応.....	33
4.2.2 地域の実情に応じた対応.....	33
4.2.3 地域との対話.....	33
引用文献 .....	34

## 図目次

図 1.2-1	国土政策に係る法体系.....	3
図 1.2-2	文献調査段階の経済社会的観点からの検討の手順.....	3
図 3.1-1	寿都町 農業地域および農用地区域.....	10
図 3.1-2	寿都町 国有林.....	14
図 3.1-3	寿都町 地域森林計画対象民有林.....	15
図 3.1-4	寿都町 保安林（国有林）.....	16
図 3.1-5	寿都町 保安林（民有林）.....	17
図 3.2-1	狩場茂津多道立自然公園（全体）.....	23
図 3.2-2	狩場茂津多道立自然公園（寿都町）.....	24
図 3.2-3	寿都町の記念保護樹木の位置.....	28
図 4.1-1	寿都町に係る土地利用制限および記念保護樹木などの概要図.....	32

## 表目次

表 1.2-1	5地域の定義.....	4
表 2.2-1	土地利用に係る個別規制法などによる指定の有無，手続きなど（社会環境面）.....	5
表 2.2-2	土地利用に係る個別規制法などによる指定の有無，手続きなど（自然環境面）.....	6
表 2.2-3	景観，文化財，国土防災関連法などによる指定の有無，手続きなど.....	7
表 3.1-1	農用地区域において許可が必要な行為および許可基準.....	11
表 3.1-2	農地の転用，および権利の移動について必要な行為および許可基準.....	11
表 3.1-3	農地の転用，および権利の移動について必要な行為および許可基準.....	12
表 3.1-4	地域森林計画対象民有林の域内において許可が必要な行為および許可基準.....	18
表 3.1-5	国有林の貸付，使用などに関して許可が必要な行為および許可基準.....	19
表 3.2-1	道立自然公園の特別地域内で許可が必要な行為および許可基準.....	25
表 3.2-2	道立自然公園の普通地域内で届出が必要な行為および届出条件.....	26
表 3.2-3	寿都町の記念保護樹木の指定状況.....	28

## 第1章 調査、検討の考え方

### 1.1 検討の進め方

文献調査開始に当たって原子力発電環境整備機構（以下、NUMO という。）が2020年に公表した「北海道寿都郡寿都町 文献調査計画書」（以下、文献調査計画書という。）に従って調査を進めた。

その間、経済産業省資源エネルギー庁（2023）「文献調査段階の評価の考え方」（以下、「文献調査段階の評価の考え方」という。）が策定されており、当該地域の文献調査の情報に基づく概要調査地区候補選定のための経済社会的観点からの検討については、これらに沿って文献調査対象地区である寿都町における土地の利用に関する制約や考慮すべき点についての情報の収集・整理を行った。

#### 1.1.1 文献調査計画書

NUMO が2020年に公表した文献調査計画書において、以下のように記載している。

##### 6 文献・データに基づく評価

文献調査では、最終処分法に定める文献調査で評価する要件を満足せず、明らかに適切でない場所を除外する作業を中心に、概要調査地区の候補を検討します。

さらに、技術的な観点、経済社会的な観点からの検討も実施します。例えば、上記の評価の過程で文献調査対象地区の地層や岩体、断層などの分布といった地下の状況について整理し、どの地層がより好ましいと考えられるかなどの検討や、土地の利用制限などの検討を実施します。

#### 1.1.2 「文献調査段階の評価の考え方」

第1回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 特定放射性廃棄物小委員会において「文献調査段階の評価の考え方」が報告（2023年11月2日確定）された。この中で示された「経済社会的観点からの検討」の考え方を以下に示す。

- ・ 文献調査段階では、処分場建設の観点で法規制上、土地利用が「原則許可されない地域」の有無を確認する。併せて、土地利用制限がある場合の許認可手続き等と配慮すべき点を整理する。
- ・ そのうえで「原則許可されない地域」がある場合には、概要調査地区等の選定の際の検討事項に加える。
- ・ 現地調査に進む場合は、土地利用制限の状況に応じて、法規制等に対応する。

（「考え方」適用時の留意事項）

- ・ 処分場建設や現地調査での土地利用に際して、初期段階においては「国土利用計画法」を基本に検討を進める。
- ・ 事業進展段階ごとに（経済社会的観点の）調査範囲や内容を進展させていく。
- ・ 事業進展段階ごとに土地利用制限の状況に応じて、法規制等に適切に対応する。

### 1.1.3 説明書作成の考え方

経済社会的観点からの検討においては、はじめに 1.1 に示した経済社会的観点からの検討の進め方に基づく評価のよりどころとなる情報として、個別規制法などによる土地の利用規制の指定状況を収集・整理した（第 2 章）。次に、法や条例による寿都町における土地利用の指定状況を示した（第 3 章）。これらの検討結果を用いて、文献調査対象地区における最終処分施設の設置場所として土地の利用に関して「原則許可されない」場所についての確認を行った（第 4 章）。

最後に、今後の調査の進展を見込んだ場合を鑑み、経済社会的観点について考慮すべき点を整理した。

## 1.2 実施項目と手順

限りある国土を適正に利用するための総合的な計画として、国土利用計画法に基づき国、都道府県、市町村は国土利用計画（全国計画、都道府県計画、市町村計画）を策定し、これを基本に都道府県は土地利用の基本方向や土地利用の原則を定めるものとして、当該都道府県の区域を「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」および「自然保全地域」の 5 地域区分に分けた土地利用基本計画を定めている（国土利用計画法第 9 条第 2 項、第 3 項）。

また、国土利用計画法においては、土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、国や地方自治体は土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとされ、5 地域区分ごとに個別規制法が制定されている。このほか、土地利用の規制に関する措置等として、「別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずる」ことが定められている（国土利用計画法第 10 条）。

寿都町の土地利用に関しては、上記の土地利用基本計画に加えて自治体ごとに、その特性を踏まえて種々の規制が行われている。文献調査は、対象地区を寿都町全域としていることから、詳細については、将来、事業段階に応じて調査範囲が絞り込まれた際に、当該地域について調査することが適切である。

したがって、本説明書の「土地の利用制限の検討」においては、寿都町全域を対象に「北海道土地利用基本計画」（第 5 次 平成 30 年 3 月）（以下、道土地利用計画という。）に基づく 5 地域区分の指定状況などを調査し、処分場建設の観点で法規制上、土地利用が「原則許可されない地域」の有無を確認する。併せて、土地利用制限がある場合の許認可手続きなどおよび考慮すべき点を整理する。

図 1.2-1 に国土政策に係る法体系を示す。図 1.2-2 に文献調査段階の経済社会的観点からの検討の手順を示す。また、表 1.2-1 に 5 地域の定義を示す。

# 1 国土利用計画法の体系

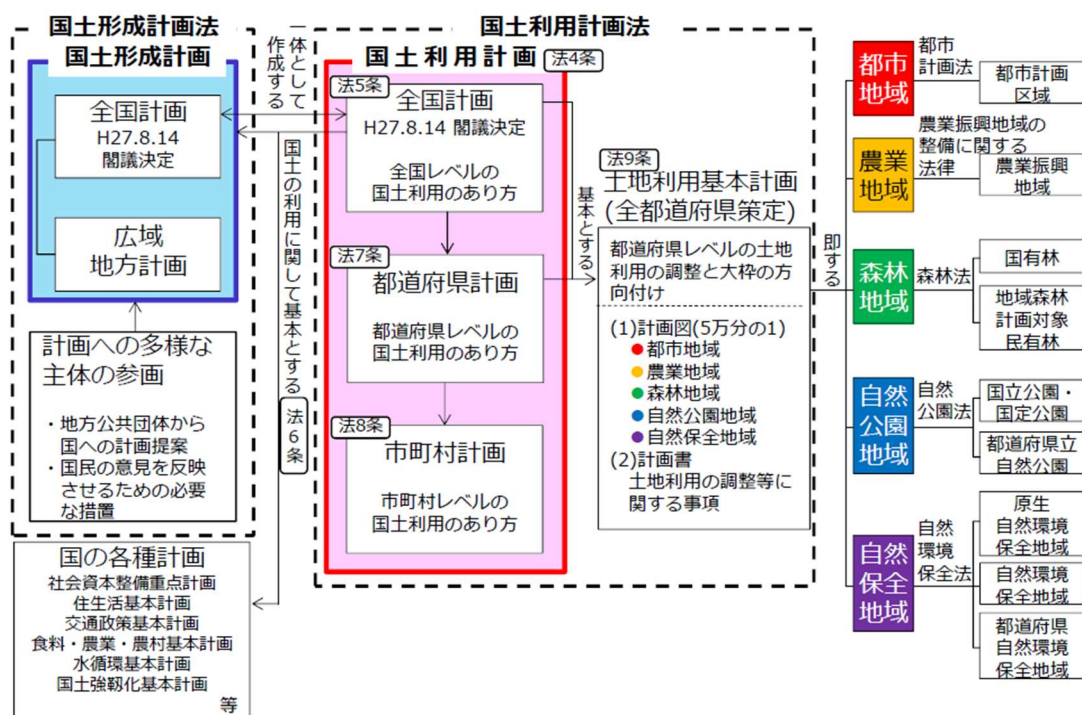


図 1.2-1 国土政策に係る法体系

出典：国土交通省ホームページ：【国土利用計画】国土利用の新たな方向性について（令和5年10月19日）

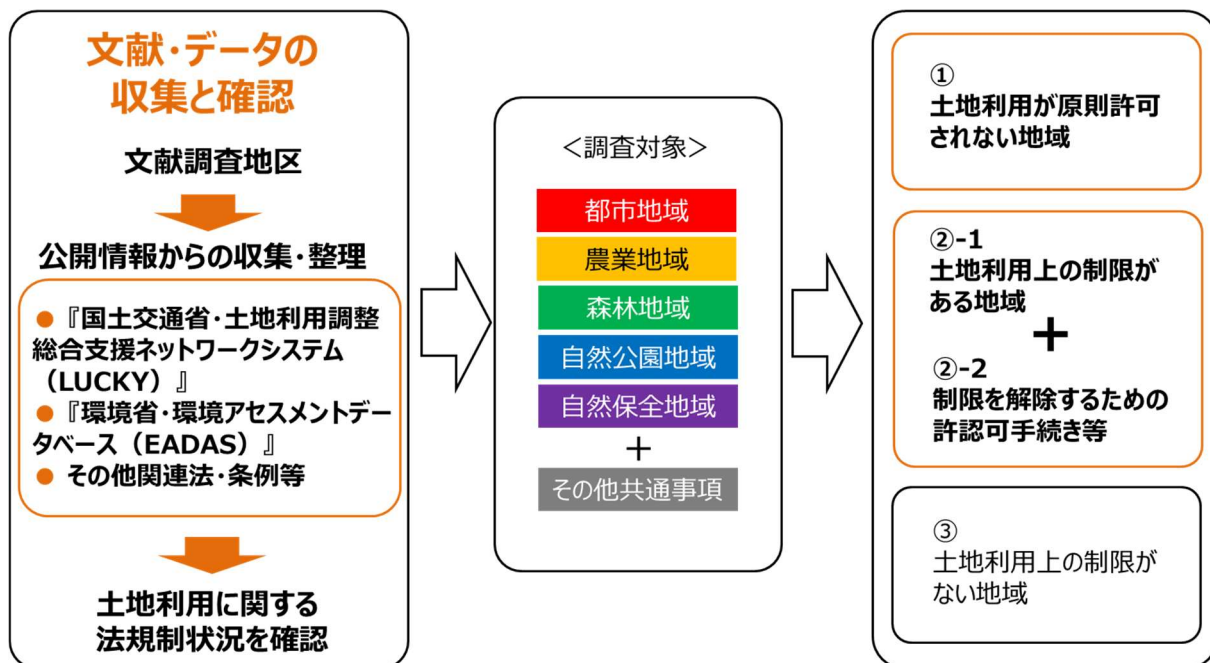


図 1.2-2 文献調査段階の経済社会的観点からの検討の手順

出典：文献調査段階の評価の考え方（2023年11月2日 資源エネルギー庁）

表 1.2-1 5 地域の定義

国土交通省：「土地利用基本計画制度について 平成 28 年 1 月 28 日（木）

国土交通省 国土政策局 総合計画課 国土管理企画室」に基づき作成

地域 (法第 9 条第 2 項各号)	国土利用計画法上の定義 (法第 9 条第 4 項～8 項)	運用上の定義
都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域	都市計画法第 5 条により都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域	農業振興地域の整備に関する法律第 6 条により農業振興地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	森林法第 2 条第 3 項に規定する国有林の区域又は同法第 5 条第 1 項の地域森林計画の対象となる私有林の区域として定められている又は定めることが予定されている地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるもの	自然公園法第 2 条第 1 号の自然公園として指定されている又は指定されることが予定されている地域
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるもの	自然環境保全法第 14 条の原生自然環境保全地域、同法第 22 条の自然環境保全地域又は同法第 45 条第 1 項に基づく都道府県自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域



## 第2章 土地の利用規制に関する文献・データの収集

### 2.1 情報の収集・整理の考え方

情報の収集・整理は、公開情報からの収集・整理を基本として、5 地域の個別規制法などによる土地の利用規制の指定状況を調査した。このほか、農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水などの土地利用規制に係る共通事項として、景観、文化財、国土防災に関する土地の利用規制について調査した。

### 2.2 収集・整理した文献・データ

調査は、「国土交通省・土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」、「環境省・環境アセスメントデータベース (EADAS)」, その他公開情報に基づいて、文献調査対象地区の土地利用基本計画における「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」「自然保全地域」の指定状況に関するデータを収集し、社会環境面、自然環境面およびその他に分けて整理した。また、景観、文化財、国土防災などに関するデータについても収集、整理した。

<社会環境面> ・都市地域 ・農業地域 ・森林地域	<自然環境面> ・自然公園地域 ・自然保全地域	<その他> ・景観 ・文化財 ・国土防災
------------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

表 2.2-1 に土地利用に係る社会環境面の個別規制法などによる指定の有無、手続きなどを、表 2.2-2 に自然環境面の土地利用に係る個別規制法などによる指定の有無、手続きなどを、表 2.2-3 に景観、文化財、国土防災関連法などによる指定の有無、手続きなどを示す。

表 2.2-1 土地利用に係る個別規制法などによる指定の有無、手続きなど（社会環境面）

対象地域	個別規制法	指定区域	指定の有無・手続きなど
都市地域	都市計画法	都市計画区域または準都市計画区域	指定なし
農業地域	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	指定あり 許可（知事）
	農地法	甲種農地, 第1種農地	
森林地域	森林法	国有林	指定あり
		国有林（保安林）	指定あり 許可（知事）
		地域森林計画民有林	指定あり 許可（知事）※
	地域森林計画民有林（保安林）	指定あり 許可（知事）	
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林	指定あり 許可（森林管理署長）

※ 1ヘクタールを超えるもの

表 2.2-2 土地利用に係る個別規制法などによる指定の有無、手続きなど（自然環境面）

対象地域	個別規制法, 条例	指定区域	指定の有無・手続きなど
自然公園地域	自然公園法	特別保護地区	指定なし
		第1種特別地域	
		第2種特別地域	
		第3種特別地域	
		普通地域	
		海域公園地区	
	北海道立自然公園条例 <sup>※1</sup> (狩場茂津多道立自然公園)	第1種特別地域	指定なし
		第2種特別地域	指定なし
		第3種特別地域	指定あり 許可(知事)
		普通地域	指定あり 届出(知事) <sup>※2</sup>
自然保全地域	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	指定なし
		自然環境保全地域(特別地区)	
		自然環境保全地域(野生動植物保護地区)	
		自然環境保全地域(海域特別地区)	
		自然環境保全地域(普通地区)	
		沖合海底自然環境保全地域	
	北海道自然環境等 保全条例 <sup>※1</sup>	道自然環境保全地域(特別地区)	指定なし
		道自然環境保全地域(野生動植物保護地区)	指定なし
		道自然環境保全地域(普通地区)	指定なし
		環境緑地保護地区	指定なし
		記念保護樹木	指定あり 届出(知事) <sup>※2</sup>
		自然景観保護地区	指定なし
		学術自然保護地区	指定なし

※1 自治体条例は法に準じた扱いであるため調査範囲とした

※2 行為の内容によって届出が必要

表 2.2-3 景観、文化財、国土防災関連法などによる指定の有無、手続きなど

対象地域	個別規制法, 条例	指定区域	指定の有無・手続きなど
景 観	景観法 <sup>※1</sup>	景観計画区域	指定あり 届出(知事) <sup>※2</sup>
文 化 財	文化財保護法	史跡名勝記念物	指定なし
		周知の埋蔵文化財包蔵地	指定あり 許可(文化庁, 道教育委員会)
	北海道文化財保護条例	有形文化財	指定あり 許可(知事)
国 土 防 災	土砂災害防止法	土砂災害(特別)警戒区域	指定あり 許可(知事)
	砂防法	砂防指定地	指定あり 許可(知事)
	地すべり防止法	地すべり防止区域	指定なし
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	指定なし

※1 北海道景観計画の一般区域

※2 例: 高さ15メートル以上工作物

### 第3章 法・条例などによる土地利用規制の指定状況

#### 3.1 社会環境面（都市地域、農業地域、森林地域）

##### 3.1.1 都市地域

###### (1) 定義

都市地域は、一体の都市として総合的に開発・整備・保全する必要がある地域であり、「都市計画区域」、「準都市計画区域」としての指定があり、規制行為の種類・規模を定めている。

###### (2) 都道府県計画における位置付け

道土地利用計画においては、土地利用の原則として「都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域です。都市地域の土地利用については、低・未利用地や空き家等の有効活用、良好な都市環境の確保、形成及び安全で機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地については、再開発等により土地利用の高度化を促進するとともに、市街化区域又は用途地域において今後新たに必要とされる宅地については、計画的に確保、整備することを基本とします。」としている。

###### (3) 寿都町における指定状況

寿都町には「都市計画法」による都市計画区域および準都市計画区域の指定はない。

##### 3.1.2 農業地域

###### (1) 定義

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、かつ総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、都道府県が定める「農業振興地域」には、長期にわたり総合的に農業振興を図る地域として、市町村計画に基づき「農用地区域」としての指定がある。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第3条において、農用地等とは「①耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（農用地）」、「②木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（農用地を除く。）」、「③農用地又は前号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地」および「④耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設（③の施設を除く。）で農林水産省令で定めるものの用に供される土地」と定義されている。

農用地区域は原則として農地転用が禁止されているが、同法では区域内での開発行為と許可基準について定めている。また、農業振興地域のうち「農用地区域でない地域」および「農業振興地域外の農地」については農地転用許可制度に基づき、個別に規制行為の種類・規模を定めている。

###### (i) 農用地

農用地区域は農地の中でも生産性の高い農地であるため、他の用途として使用するためには「農業振興地域の整備に関する法律」（以下、「農振法」という。）に基づき制約がある。表 3.1-1 に農用地区域において許可が必要な行為および許可基準を示す。

###### (ii) 農地

農地については農地以外の土地利用計画との調和を図りながら、優良な農地を保全し、人々の食

料を安定的に生産する観点から、農地の転用や権利の移動については「農地法」に基づく制約がある。表 3.1-2 および表 3.1-3 に許可が必要な行為および許可基準を示す。

## (2) 都道府県計画における位置付け

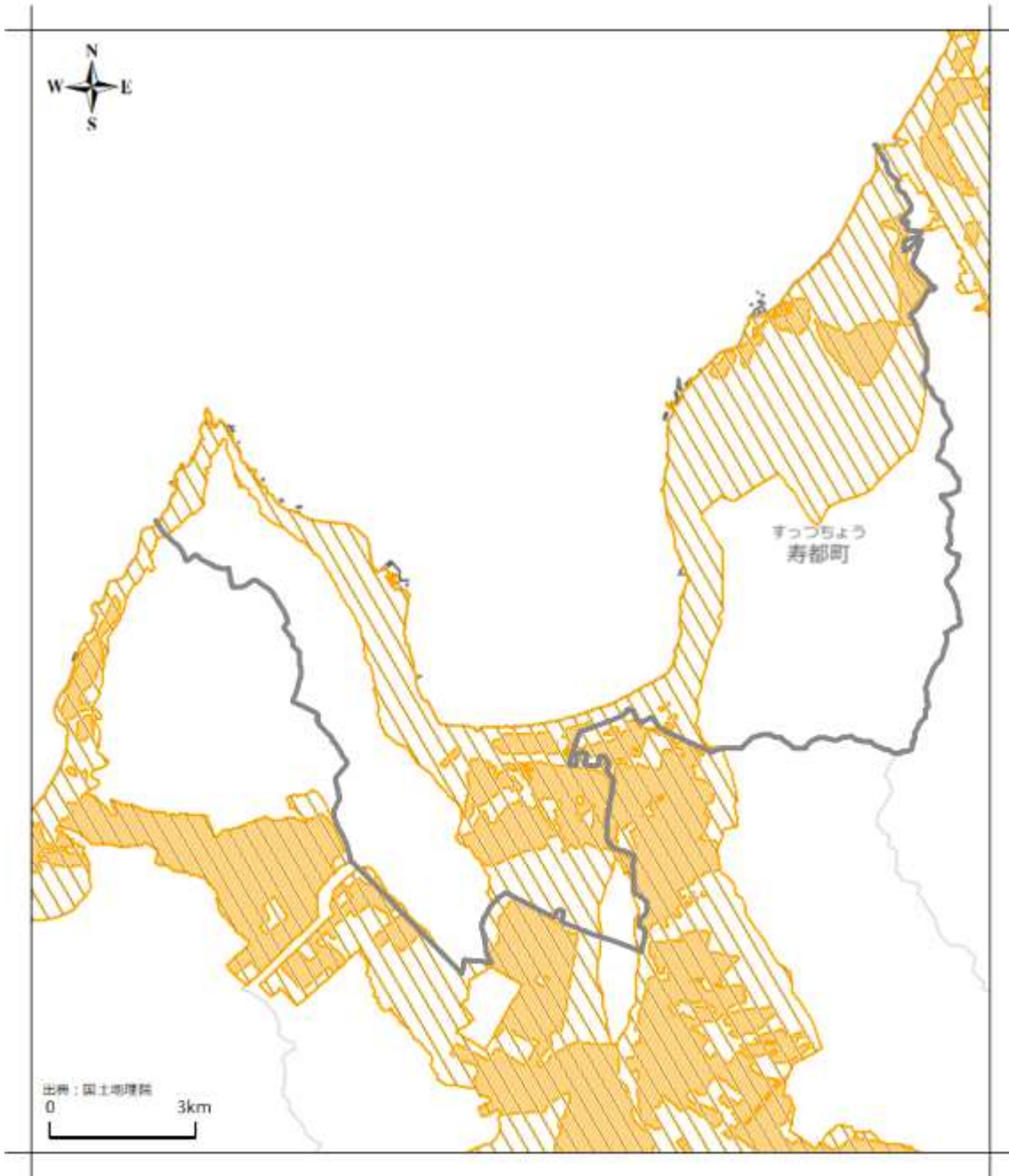
道土地利用計画においては、土地利用の原則として「農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。農業地域の土地利用については、農用地が食料生産にとって重要な基盤であることから、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、道の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとします。」としている。

また、転用などについては、「農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることなどから、土地改良等の農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとします。」「農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は調整された計画等を尊重し、優良農地は後順序に転用されるように努めます。また、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画のない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとします。」としている。

## (3) 寿都町における指定状況

寿都町には「農振法」に基づく「農用地利用計画」により、「農用地区域」が存在しており、これら指定地域の他用途利用は、知事への申請・許可を必要とする。また、「農地法」は優良農地の確保と計画的土地利用の推進を目的として、農地を他用途に転用する場合、農業委員会での審議を経て、知事又は指定市町村長への申請・許可が必要となり、4ヘクタール以上は農林水産大臣の許可を必要とする。

同法に基づく農地の区分では、農用地区域内農地、甲種農地、第1～3種農地の区分があり、第2種、第3種農地以外については、農地以外への使用（一時的な転用を含む）に関して制約がある。図 3.1-1 に寿都町農業地域および農用地区域を示す。



凡例

 農業地域  農用地区域

2023年08月14日

この図は「環境アセスメント  
データベース」で作成しました

図 3.1-1 寿都町 農業地域および農用地区域

出典：「国土数値情報（農業地域）」（平成 27 年度，国土交通省）。「環境アセスメントデータベース」  
で作成後，行政界および凡例を明瞭にした。



表 3.1-1 農用地区域において許可が必要な行為および許可基準

法規制名称 (適用となる理由)	適用要件		許認可などの条件
	事項	法令などの記述	
①開発行為許可 (農振法第15条の2第1項) (農用地の量的確保, 一体的な最適土地利用の実現)	対象地域	農業振興地域内における農用地区域内(農振法第6条第1項, 農振法第8条第2項第1号)	都道府県知事は, 以下のいずれかに該当すると認めるときは, 開発行為の許可をしてはならないと定められている。 (あ) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため, 農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること(農振法第15条の2第4項第1号) (い) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること(農振法第15条の2第4項第2号) (う) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること(農振法第15条の2第4項第3号)
	対象行為	農用地区域内における開発行為 開発行為とは, 宅地の造成, 土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築, 改築若しくは増築をしようとする事(農振法第15条の2第1項)	
②開発行為についての勧告 (農振法第15条の4第1項) (一体的な最適土地利用の実現)	対象地域	農業振興地域内における農用地区域外(農振法第6条第1項)	農業振興地域の区域のうち, 農用地区域以外の区域において開発行為を行う者がある場合に, その開発行為により, 農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ, 又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより, 農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは, 都道府県知事等は, 農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において, その者に対し, その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる(農振法第15条の4第1項)。
	対象行為	開発行為(同上)	

表 3.1-2 農地の転用, および権利の移動について必要な行為および許可基準

法規制名称 (適用となる理由)	適用要件		許認可などの条件
	事項	法令などの記述	
①農地転用許可 (農業生産力の維持, 食糧の安定供給の確保, 農業上の土地と農場以外の土地利用との調整)(農地法第5条第2項)	対象地域	農用地区域内にある農地 農用地区域内にある農地は市町村の定める農業振興地域整備計画において農地として利用すべき土地として位置づけられているもの(農振法第8条第2項)	都道府県知事は, 原則として農地転用はできず(農地法第5条第2項本文, 同項第1号イ), 以下の転用基準(農地法第5条第2項ただし書)のいずれかを満たす場合にのみ, 農地転用が可能である(ただし, この場合でも, 都道府県知事は農地転用を許可することは義務付けられない。) (あ) 土地収用法第26条第1項の規定による告示(他の法律による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)に係る事業の用に供するため行われるもの(農地法第5条第2項ただし書) (い) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画において指定された用途に供するため行われるもの(農地法第5条第2項ただし書, 農地法施行令第11条第1項第1号イ) (う) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため行うものであって, 利用の目的を達成する上で, 当該農地を供することが必要と認められ, かつ, 農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの(農地法第5条第2項ただし書, 農地法施行令第11条第1項第1号イ及びロ)
	対象行為	農地又は採草放牧地を, 農地については農地以外のものにするため, 採草放牧地について採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にする行為(農地法第4条)	
②農地転用許可 (農業生産力の維持, 食糧の安定供給の確保, 土地利用と農業以外の土地利用との調整)(農地法第5条第2項)	対象地域	① 甲種農地 甲種農地は, 農用地区域内にある農地以外の農地で, 市街化調整区域内にある農地のうち, 下記(あ)又は(い)のいずれかに該当するものをいう(農地法第5条第2項第1号ロ( )書, 農地法施行令第13条各号)。 (あ) おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち, その面積, 形状その他の条件が農作業を効率的に行うのに必要なものとして農林水	甲種農地及び第1種農地について, 原則として農地転用はできない(農地法第5条第2項本文, 同項第1号ロ)。ただし, 以下の転用基準のいずれかを満たす場合にのみ, 農地転用が可能である(農地法第5条第2項ただし書, 農地法施行令第11条第2項, 農地法施行令第4条第1項第1号及び同項第2号参照)(ただしこの場合でも, 都道府県知事は農地転用を許可することは義務付けられない。) (あ) 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するため行われるもの (い) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため行うものであって, 利用目的を達成するうえでその農地を供することが必要と認められるもの (う) 農業用施設, 農畜産物処理加工施設, 農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令(農地法施行規則第33条各号)で定めるものの用に供するため行われるもの



表 3.1-3 農地の転用、および権利の移動について必要な行為および許可基準

法規制名称 (適用となる理由)	適用要件		許認可などの条件
	事項	法令などの記述	
		<p>産省令（農地法施行規則第 55 条、農地法施行規則第 41 条）で定める基準に適合するもの</p> <p>(い) 特定土地改良事業等の施行区域内にある農地のうち、その事業等の工事の完了した年度の翌年度から起算して 8 年を経過したもの以外のもの</p> <p>② 第 1 種農地</p> <p>第 1 種農地は、農用地区域内にある農地及び甲種農地以外の農地で、下記(あ)から(う)のいずれかに該当するものをいう（農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ、農地法施行令第 12 条各号）。</p> <p>(あ) おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地又は採草放牧地</p> <p>(い) 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地又は採草放牧地</p> <p>(う) 傾斜、土性その他の自然的条件から見てその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地</p>	<p>(え) 市街地に設置することが困難又は不適当なものとして農林水産省令で定める施設の用に供するため行われるもの</p> <p>(お) 調査研究、土石の採取その他の特別の立地条件を必要とする農林水産省令（農地法施行規則第 35 条各号）で定める事業の用に供するため行われるもの</p> <p>(か) 隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するため行うもので、その事業の目的を達成するうえでその農地を供することが必要であると認められるもの</p> <p>(き) 公益性が高いと認められる事業で農林水産省令（農地法施行規則第 37 条各号）で定めるものの用に供するため行われるもの</p> <p>(く) 地域整備に関する各種法（農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号へ(1)から(4)までに掲げる法律をいう。）の定めるところに従って行われる施設設備のため行われる場合で農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号へ(1)から(4)までのいずれかに該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合で農地法施行規則第 38 条及び第 39 条に掲げる要件を満たすもの</p>
	対象行為	農地又は採草放牧地を、農地については農地以外のものにするため、採草放牧地について採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にする行為	
③農地転用許可 (農業生産力の維持、食糧の安定供給の確保、土地利用と農業以外の土地利用との調整)（農地法第 5 条第 2 項）	対象地域	<p>第 2 種農地</p> <p>農用地区域内にある農地、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地以外の農地であり、それほど優良とはいえないが、市街地や市街化の傾向が著しい区域にはないものをいう（農地法第 5 条第 2 項第 2 号）</p>	<p>申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより申請に係る事業の目的を達成することができると認められるときは、許可することができない（農地法第 5 条第 2 項本文、同条第 2 項第 2 号）。ただし、以下の場合には例外的に許可が可能である（農地法第 5 条第 2 項ただし書、農地法施行令第 11 条第 2 項、農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号イ、ロ及びホ、農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イ）（ただしこの場合でも、都道府県知事は農地転用を許可することは義務付けられない。）。</p> <p>上記(あ)、(い)、(う)、(え)、(き)及び(く)に該当する場合</p>
	対象行為	農地又は採草放牧地を、農地については農地以外のものにするため、採草放牧地について採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にする行為	
④農地転用許可 (農業生産力の維持、食糧の安定供給の確保、土地利用と農業以外の土地利用との調整)（農地法第 5 条第 2 項）	対象地域	<p>第 3 種農地</p> <p>市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地（農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ(1)）</p>	<p>農地転用の以下の一般基準に抵触しない限り、都道府県知事は、農地転用を許可することが可能である（ただし、許可することは義務付けられない。）（農地法第 5 条第 2 項第 3 号から 7 号）。</p> <p>(あ) 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合</p> <p>(い) 農地転用により周辺の農地に係る営農条件に支障が生ずるおそれがあると認められる場合</p> <p>(う) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合</p> <p>(え) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき</p> <p>(お) 農地を採草放牧地にするため権利取得をしようとする場合において、農地法第 3 条第 2 項の規定により同条第 1 項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき</p>
	対象行為	農地又は採草放牧地を、農地については農地以外のものにするため、採草放牧地について採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にする行為	



### 3.1.3 森林地域

#### (1) 定義

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、かつ林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を目的に、「国有林」、「地域森林計画対象民有林」および「保安林」の指定がある。

「保安林」は、農林水産大臣が、水源かん養、土砂流出防備、魚つきなどの目的達成のため指定する森林である。このほか、「国有林」においては、生物多様性の核となる森林生態系を厳正に保全・管理するために「保護林」の区域、野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流を促すために保護林同士を連結する「緑の回廊」の区域を設定している。

#### (2) 都道府県計画における位置付け

道土地利用計画においては、土地利用の原則として「森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能や、山地災害の防止、水源の涵養、保健・休養、二酸化炭素の吸収、生物多様性など自然環境の保全等の公益的機能を通じて道民生活に大きく寄与していることなどから、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようその整備及び保全を図るものとします。」としている。

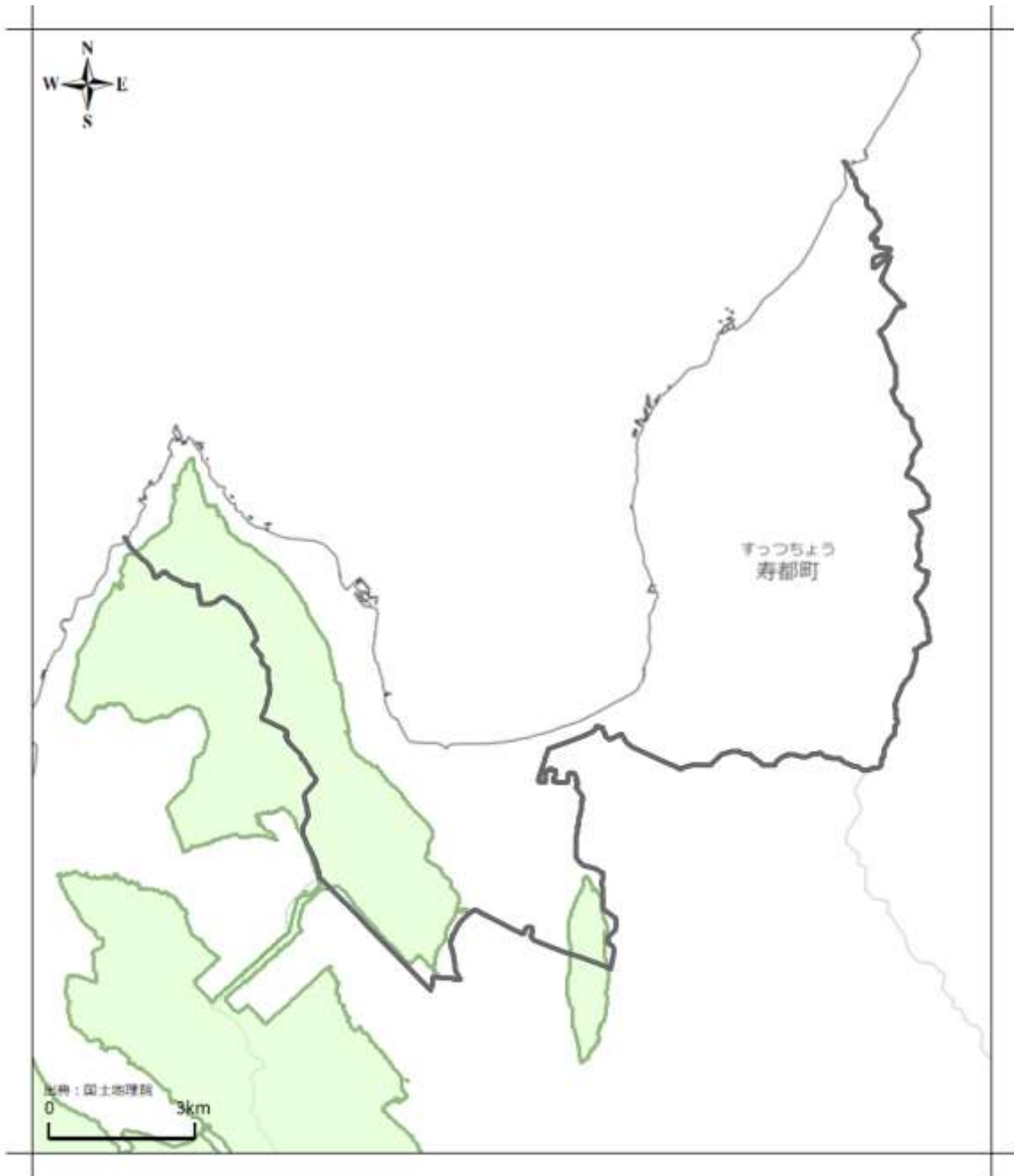
また、保安林は、「保安林については、山地災害の防止、水源の涵養、生活環境の保全等の公益的機能の積極的な維持増進を図るべきものであることなどから、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わないものとします。」「保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図り、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法が特定されている森林、水源の涵養に大きな役割を果たしている森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとします。なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林資源の確保と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等による公益的機能の低下を防止するよう十分考慮するものとします。」としている。

#### (3) 寿都町における指定状況

寿都町は、寿都町西側に広く分布する国有林のほぼ全域、東側に広く分布する民有林の大部分が「保安林」に指定されており、これら指定地域での開発行為に対しては、各法により、知事の許可または届出を必要とする。

図 3.1-2 に寿都町国有林、図 3.1-3 に同地域森林計画対象民有林、図 3.1-4 に同保安林(国有林)、図 3.1-5 に同保安林(民有林)の地域指定状況を示す。

また、「地域森林計画対象民有林」の域内において立木の伐採や開発行為を行う場合について、表 3.1-4 に同域内において許可が必要な行為および許可基準を示す。また、国有財産である「国有林」を林野庁以外の者に貸付け、使用などをさせる場合について、表 3.1-5 に国有林の貸付、使用などに関して許可が必要な行為および許可基準を示す。



凡例

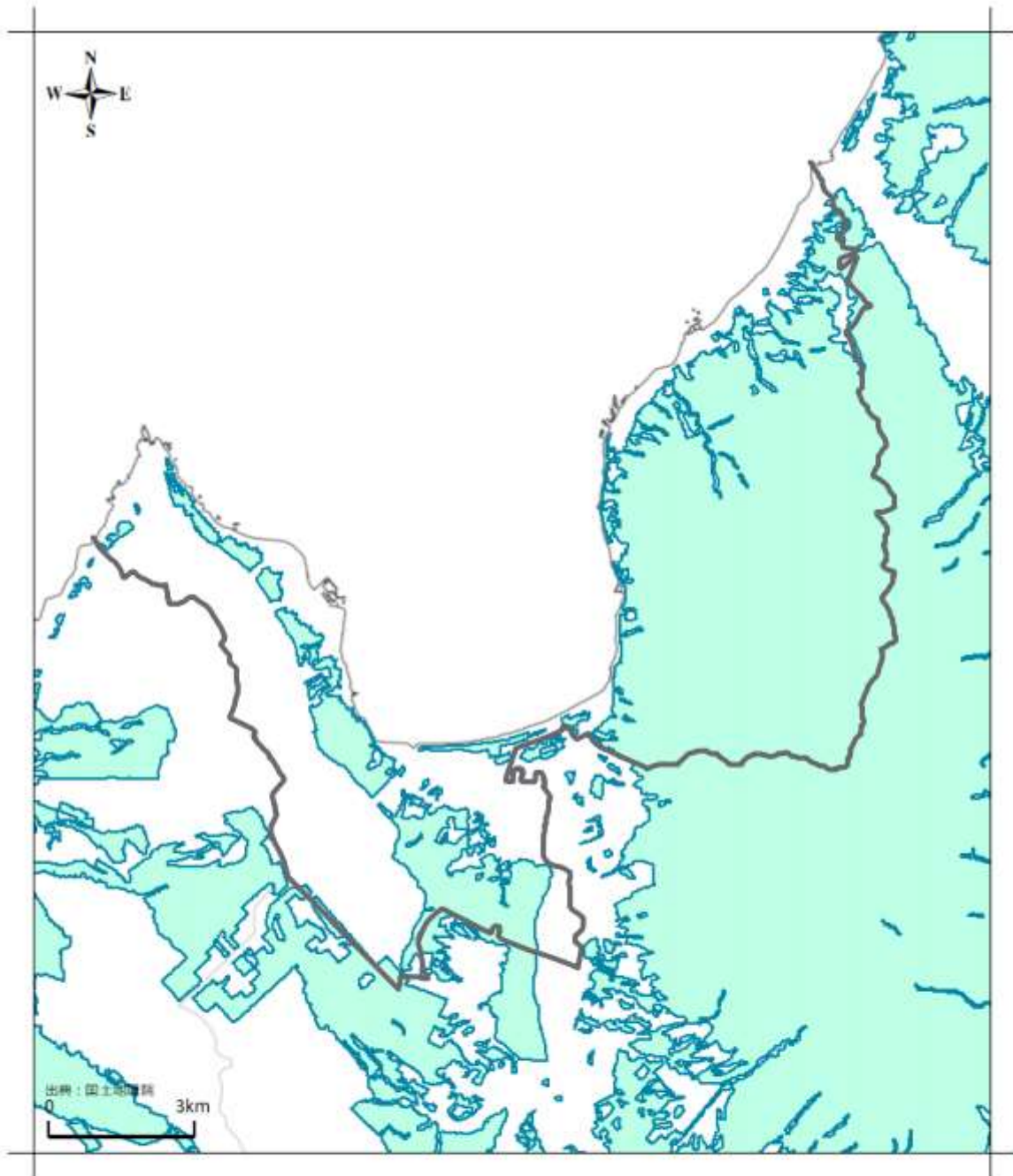
 国有林

2023年08月14日

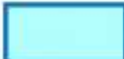
この図は「環境アセスメント  
データベース」で作成しました

図 3.1-2 寿都町 国有林

出典：「国土数値情報（森林地域）」（平成 27 年度，国土交通省），「国土数値情報（行政区画）」（平成 31 年度，国土交通省）。「環境アセスメントデータベース」で作成後，行政界および凡例を明瞭にした。



凡例

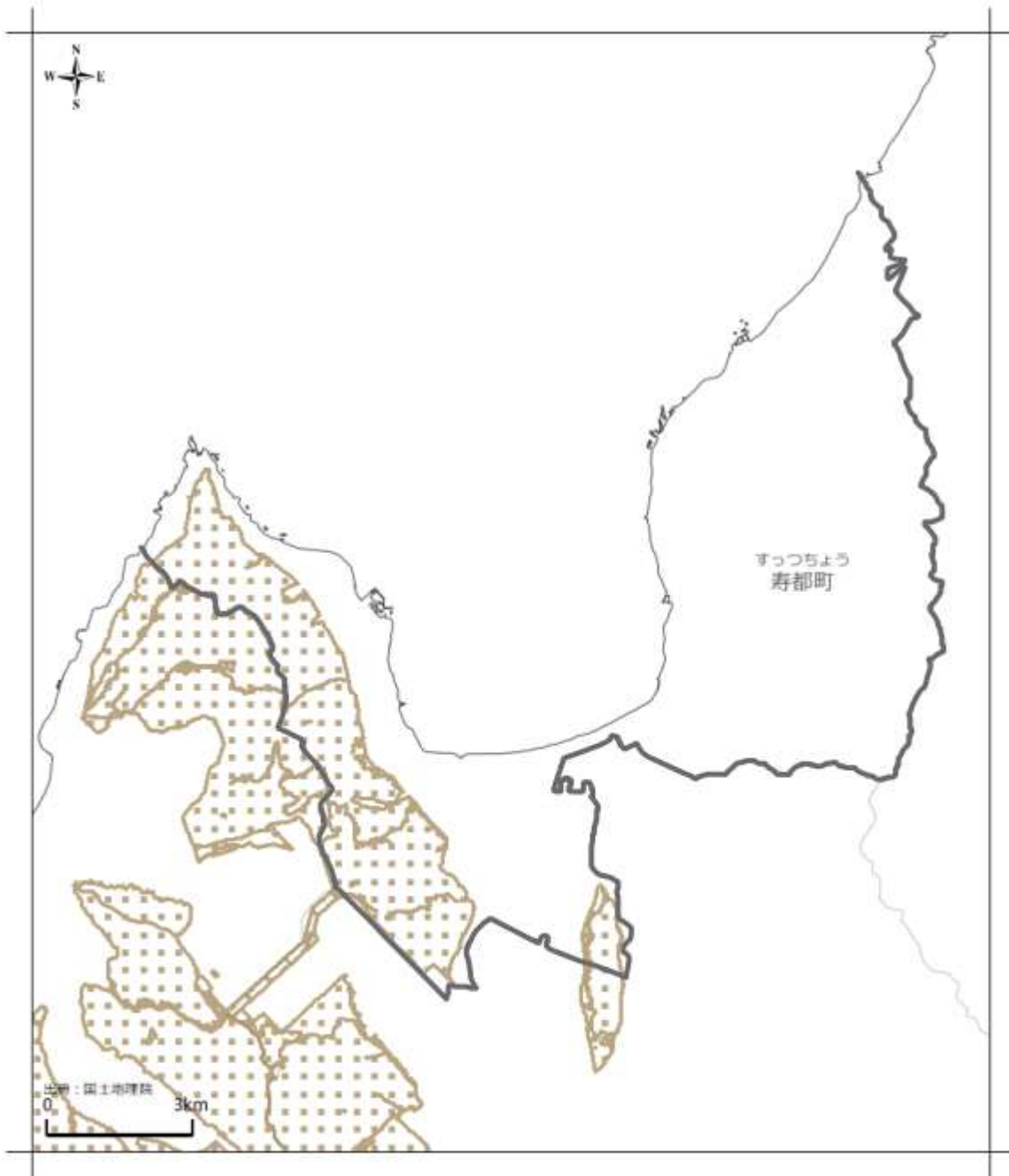
 地域森林計画対象民有林

2023年08月14日


この図は「環境アセスメント  
データベース」で作成しました

図 3.1-3 寿都町 地域森林計画対象民有林

出典：「国土数値情報（森林地域）」（平成 27 年度，国土交通省），「国土数値情報（行政区画）」（平成 31 年度，国土交通省）。「環境アセスメントデータベース」で作成後，行政界および凡例を明瞭にした。



凡例

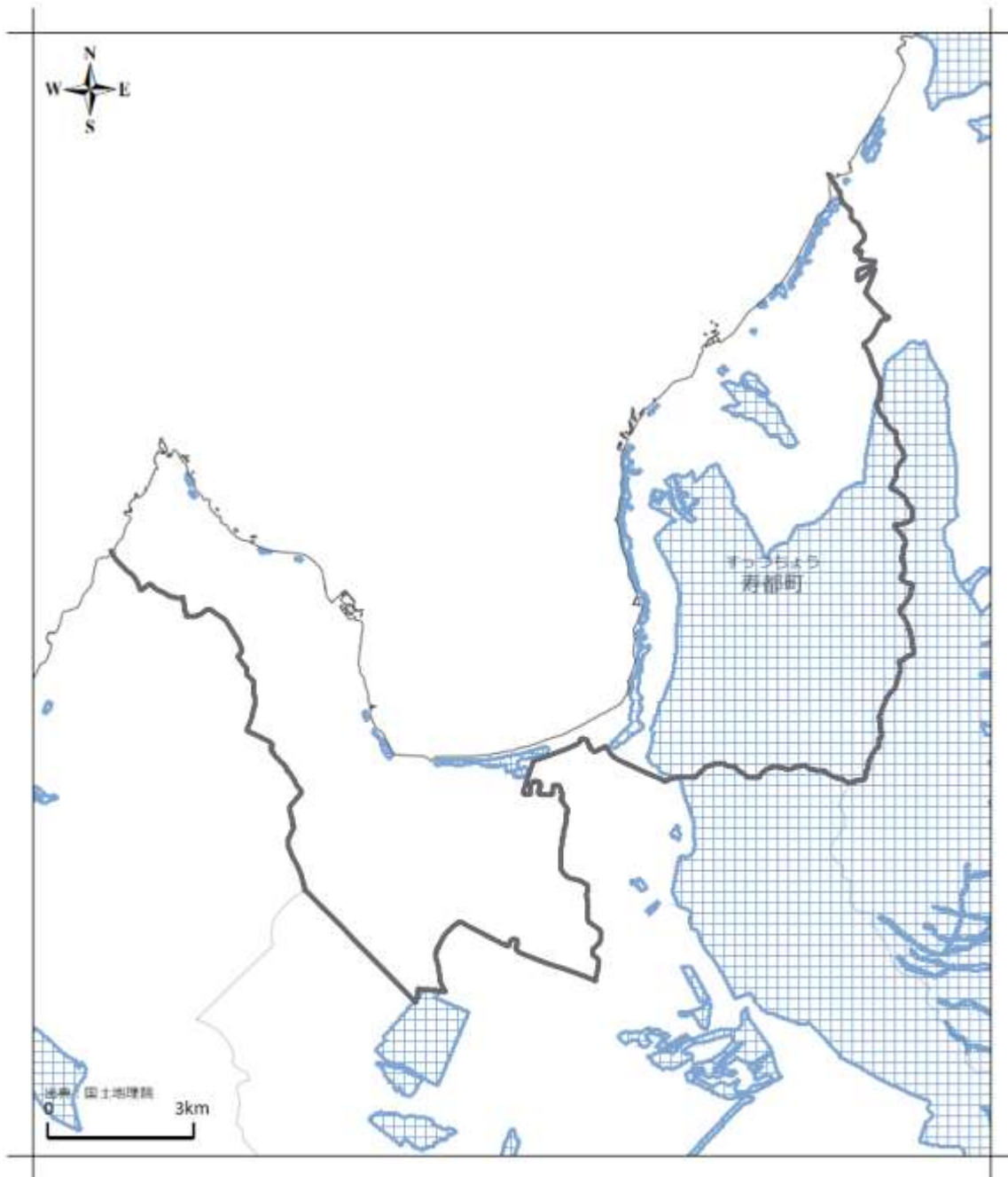
 保安林（国有林）

2023年08月14日


この図は「環境アセスメント  
データベース」で作成しました

図 3.1-4 寿都町 保安林（国有林）

出典：「国土数値情報（国有林野）」（令和元年度，国土交通省）。「環境アセスメントデータベース」  
で作成後，行政界および凡例を明瞭にした。



凡例

 保安林（民有林）

2023年08月14日

この図は「環境アセスメント  
データベース」で作成しました

図 3.1-5 寿都町 保安林（民有林）

出典：「都道府県提供の保安林区域図または保安林区域の GIS データ」, 「東京都, 岡山県提供：土地利用基本計画図の GIS データ」, 「保安林（民有林\_収録状況の区域：国土数値情報（行政区域）（平成 28 年, 国土交通省）」。「環境アセスメントデータベース」で作成後, 行政界および凡例を明瞭にした。



表 3.1-4 地域森林計画対象民有林の域内において許可が必要な行為および許可基準

法規制名称 (適用となる理由)	適用要件		許認可などの条件
	事項	法令などの記述	
①地域森林計画対象民有林： 林地開発許可（森林法第10条の2）  （保安林以外の森林であっても水源の涵養等の公益的機能を有している一方、開発によりこれらの機能が破壊された場合には機能を回復することが困難）	対象地域	都道府県知事が定める地域森林計画の区域内の民有林（森林法第5条第1項）（但し保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林を除く）	都道府県知事は、下記（あ）から（え）のいずれにも該当しないと認めるときは、許可しなければならない（森林法第10条の2第2項）。 （あ）当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊、又はその原因となる洪水のほか、飛砂、落石、なだれ等を発生させるおそれがあること。 （い）当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。 （う）当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 （え）当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
	対象行為	土地の形質を変更する行為（森林法第10条の2第1項）（土石又は樹根の採掘、開墾（同項）や土地の掘削、盛土、切土、切取り等）  開発行為の規模（森林法施行令第2条の3） （i）専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が一ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートルを超えるもの （ii）その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールを超えるもの	
②保安林及び保安施設地区： 立木伐採等の制限  （森林の保安的機能を維持し、危害の防止その他の公共の目的を達成するため、特定の森林を保安林として指定し、その森林の保全とその森林における適切な施業を確保）	対象地域	農林水産大臣が指定する保安林（森林法第25条第1項）及び保安施設地区（森林法第41条第2項）	都道府県知事は、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請につき同項の許可をすることもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない（森林法第34条第3項、第44条）。  申請に係る行為がその保安林又は保安施設地区の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない（森林法第34条第5項、第44条）。 「土地の形質を変更する行為」については、 （I）農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合、 （II）土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合、許可をしない。
	対象行為	（i）立木の伐採（森林法第34条第1項、第44条）  （ii）立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為（森林法第34条第2項、第44条）	

表 3.1-5 国有林の貸付、使用などに関して許可が必要な行為および許可基準

法規制名称 (適用となる理由)	適用要件		許認可などの条件
	事項	法令などの記述	
①森林経営用財産の貸付け、 使用等(国有林野法第7条)  (国有林野の管理経営に際し、国有林野を(あ)森林経営用財産と(い)森林経営の用に供されない普通財産たる国有林に峻別したうえで、森林経営用財産については、貸付け等のみも認めるもの)	対象地域	森林経営用財産たる森林(国有林野法第7条)	国は、下記(あ)から(お)のいずれかに該当する場合、森林経営用財産の用途又は目的を妨げない限度において、左記の契約を締結することができる(国有林野法第7条第1項)。  (あ) 公用、公共用又は公益事業の用に供するとき。 (い) 土地収用法その他の法令により他人の土地を使用することができる事業の用に供するとき。 (う) 公衆の保健の用に供する施設(国有林野法第6条の2参照)の用に供するとき。 (え) 放牧又は採草の用に供するとき。 (お) その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は使用させる面積が5ヘクタールを超えないとき。
	対象行為	森林経営用財産の用途又は目的を妨げない限度において、貸付け又は地上権の設定等貸付け以外の方法による使用収益をさせる契約を締結すること	
②国有林(普通財産)の売払い、貸付け及び使用等(国有林野法第8条)  (国有林野の管理経営に際し、国有林野を(あ)森林経営用財産と(い)森林経営の用に供されない普通財産たる国有林に峻別したうえで、後者については、貸付け等のみならず売払いをも認めるもの)	対象地域	国有林(普通財産)たる森林(国有林野法第8条)	国に所定の申請書を提出して契約を締結する(国有林野法施行規則第14条、第20条)。
	対象行為	国有林(普通財産)を売払い、貸し付け、又は地上権の設定等の方法により使用収益させる契約を締結すること	

## 3.2 自然環境面（自然公園地域、自然保全地域）

### 3.2.1 自然公園地域

#### (1) 定義

「自然公園地域」は、優れた自然の風景地であり、その保護および利用の増進を目的として、「自然公園法」に基づく国立公園、国定公園および「都道府県立自然公園条例」に基づく都道府県立自然公園に区分される。

- ・ 国立公園：国の風景を代表する自然の風景地で、環境大臣が指定して国が管理
- ・ 国定公園：国立公園に準ずる自然の風景地で、都道府県の申し出を受けて環境大臣が指定して都道府県が管理
- ・ 都道府県立自然公園：国立・国定公園に次ぐ自然の風景地で、都道府県が指定して自らが管理

「国立公園」および「国定公園」内は、自然環境や利用の状況を考慮して、特別保護地区、第1～3種特別地域、普通地域および海中（海域）公園地区の6区分に分けて、規制行為の種類・規模が定められている。また、「都道府県立自然公園」内は第1～3種特別地域および普通地域の4区分に分けて、規制行為の種類・規模が定められている。

#### (2) 都道府県計画における位置付け

道土地利用計画の土地利用の原則の中で「自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その保護と利用を通じて道民の保健、休養及び自然保護意識の啓発に資するとともに生物多様性の確保に寄与するものであることなどから、その優れた自然の保護と適正な利用を図るものとし、大規模な開発行為その他自然公園としての風景の保護に支障を及ぼすおそれのある土地の形状変更等の行為は、極力避けるものとします。」としている。

また、区分ごとの規制については、「特別地域については、その風致の維持を図るべき地域であり、現在の景観を極力保護することが必要な第1種特別地域、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な第2種特別地域、特に通常の農林活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない第3種特別地域に区分していることから、それぞれの区分の趣旨を踏まえ、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとします。」「特別保護地区については、その指定の趣旨に基づき、景観の厳正な維持を図るものとします。」「その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他の自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとします。」としている。

#### (3) 北海道立自然公園条例

北海道立自然公園条例は、北海道内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、道民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としている。



(i) 北海道立自然公園条例（改正：令和4年3月31日条例第10号）

- ・（特別地域）第10条 知事は、道立自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に特別地域を指定することができる。
- ・（普通地域）第21条 道立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

(ii) 北海道立自然公園条例施行規則（改正：令和4年3月31日条例第26号）

- ・（特別地域の区分）第16条 道立自然公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。
  - (a) 第1種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。）
  - (b) 第2種特別地域（第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。）
  - (c) 第3種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。）

(4) 寿都町における指定状況

寿都町の弁慶岬近傍は、「北海道立自然公園条例」による狩場茂津多道立自然公園に属しており、第3種特別地域（北海道立自然公園条例第10条、同施行規則第16条）、普通地域（同条例第21条）の指定がある。指定地域の利用・開発に際しては、知事への申請・許可、届出が必要である。

なお、寿都町には「自然公園法」に基づく国立公園、国定公園の指定はない。

(i) 狩場茂津多道立自然公園の概要

狩場茂津多道立自然公園は、渡島半島北部の日本海側に位置し、檜山支庁と後志支庁にまたがる道南の最高峰狩場山の山岳景観、寿都町弁慶岬から北檜山町太櫓海岸に至る茂津多岬を中心とした海岸景観および特殊な植物分布を特色とする大平山の西側（東側については、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域に指定されている）を主要景観とする面積22,647ヘクタールを有する公園であり、昭和47年6月23日に指定されている。

狩場茂津多道立公園管理指針（平成13年9月20日 自然第733号通知）において、「公園区域は、瀬棚町、北檜山町、寿都町、島牧村の3町1村にわたり、狩場山系の山岳地域、寿都町弁慶岬から北檜山町太櫓海岸にかけての海岸地域および大平山山岳地域の3地域から成り立っているが、風致景観の特性およびその保全についての課題については共通する部分が多いので、本管理指針においては公園全体を一つの管理計画区として取り扱う。」とされている。図3.2-1に狩場茂津多道立自然公園（全体）を、図3.2-2に狩場茂津多道立自然公園（寿都町）を示す。

## (ii) 第3種特別地域

「弁慶岬」付近の陸域は、道立自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に特別地域を指定する区域として第3種特別地域（特別地域の中では風致を維持する必要が比較的低い地域）として指定されている。表 3.2-1 に道立自然公園の特別地域内で許可が必要な行為および許可基準を示す。

## (iii) 普通地域

「弁慶岬」付近の海域は、普通地域（道立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域）として指定されている。普通地域内で届出（同条例第21条第1項）が必要な行為や届出条件などについて、表 3.2-2 に道立自然公園の普通地域内で届出が必要な行為および届出条件を示す。

## (5) その他

狩場茂津多道立公園管理指針（北海道環境生活部自然環境局 平成13年9月20日 自然第733号通知）に以下のような記載がある。

### 1 管理の基本的方針

#### (1) 保護に関する方針

##### ア 風致景観の特性及びその保全対象（海岸地域）

弁慶岬から瀬棚海岸にかけ、茂津多岬周辺を除いては第三紀の集塊岩からなる岩礁・海蝕崖が発達し、小規模ながら変化に富んだ海岸景観を形成しており、その背後には海成段丘があり、島牧の白糸岬から須築にかけての海岸景観は、最も優れている。

##### イ 保全対象の保全指針

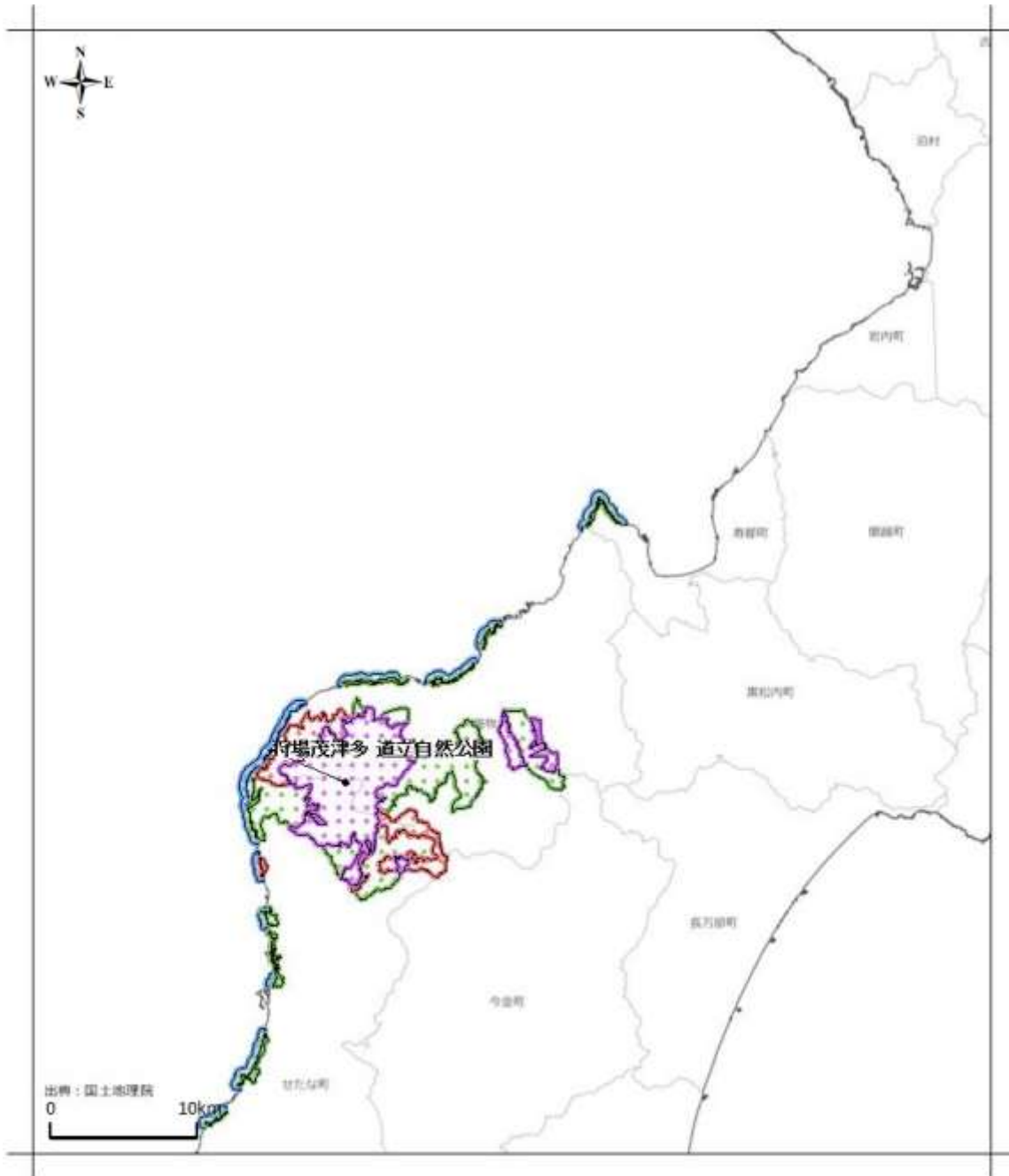
本公園の特徴である狩場山山系のブナ林やお花畑、溪谷美に優れた河川など原始性の高い山岳地域、寿都町弁慶岬から北檜山町太櫓にみられる荒々しい海蝕崖を有する海岸地域、大平山の石灰岩性の植物がみられる地域など様々な景観及び生態系を維持するため、総合的環境の保護に努めることとし、必要に応じて道立自然公園条例以外の各種制度と連携し、国及び市町村との連絡調整を図る。

### 2 風致景観の管理に関する事項

#### (1) 許可、届出等取扱方針

「北海道立自然公園条例施行規則」、「道立自然公園許可届出等事務取扱要領」によるほか、原則として以下の取扱方針によるものとする。記述され、行為の種類ごとに取扱方針（風致の保護への配慮など）が示されている。

- ・行為の種類：工作物（建築物、道路、電柱・鉄塔・アンテナ等）、木竹の伐採、広告物（指導標・案内板、営業用広告物）、植物の採取・損傷
- ・取扱方針：風致の保護への配慮、デザイン・色彩への配慮、自然環境の保全に努める、展望や風致を考慮した上でデザインを検討、採取、損傷をする植物の数量は必要最小限とする、など

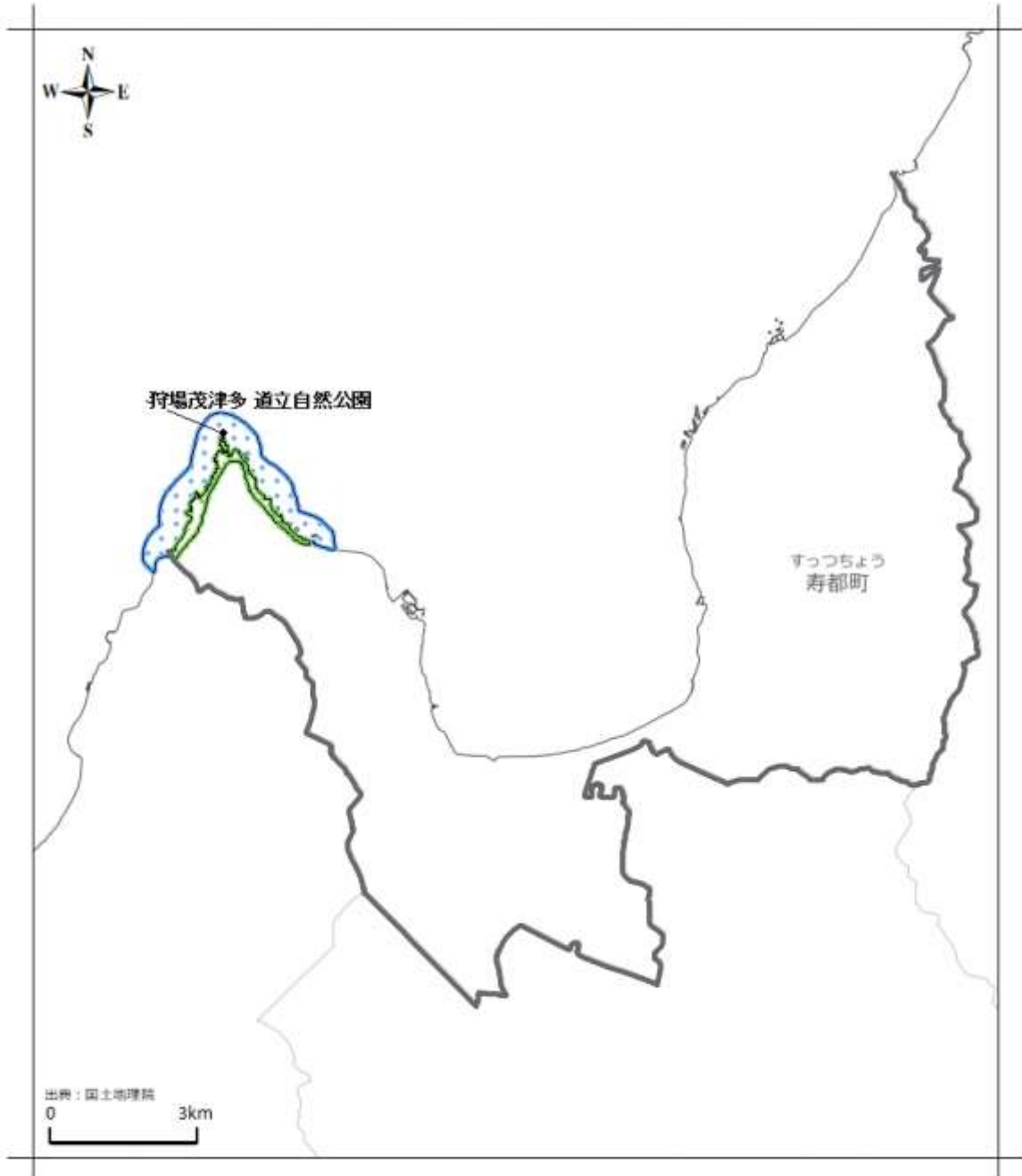


- 凡例  
都道府県立自然公園
- |   |   |
|---|---|
|  普通地域    |  第2種特別地域 |
|  第1種特別地域 |  第3種特別地域 |

2023年09月15日  
この図は「環境アセスメントデータベース」で作成しました

図 3.2-1 狩場茂津多道立自然公園（全体）


出典：狩場茂津多自然公園区域及び公園計画図（平成 16 年、）北海道檜山振興局ホームページ、  
原典：狩場茂津多自然公園区域及び公園計画図。「環境アセスメントデータベース」で作成後、  
行政界および凡例を明瞭にした。



凡例

都道府県立自然公園

 普通地域

 第3種特別地域

2023年08月14日

この図は「環境アセスメント  
データベース」で作成しました

図 3.2-2 狩場茂津多道立自然公園（寿都町）

出典：狩場茂津多自然公園区域及び公園計画図（平成 16 年、）北海道檜山振興局ホームページ。「環境アセスメントデータベース」で作成後、行政界および凡例を明瞭にした。

表 3.2-1 道立自然公園の特別地域内で許可が必要な行為および許可基準

法規制名称 (適用となる理由)	適用要件		許認可などの条件
	事項	法令などの記述	
行為許可 (道立自然公園条例第 10 条第 4 項)(特別地域内における行為規制)	対象地域	知事は、道立自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に特別地域を指定することができる。(条例第 10 条第 1 項)	(特別地域内の行為の許可基準) 条例第 10 条第 4 項第 1 号に掲げる行為(仮設の建築物(土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備(当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。)を含む。以下同じ。)の新築、改築又は増築に限る。)に係る同条第 5 項の規則で定める基準(以下「許可基準」という。)は、次のとおりとする。(同条例施行規則第 18 条第 1 項) (1) 設置期間が 3 年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。 (2) 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。 ア) 第 1 種特別地域 イ) 第 2 種特別地域又は第 3 種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 110 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定(以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。)がされているもの又は学術調査の結果等により、第 1 種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、若しくは行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。)であるもの。 ア) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 イ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 ウ) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 エ) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域 (3) 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 (4) 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 (5) 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。 (6) 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。  (同条例施行規則第 18 条第 2 項～32 項：省略)
	対象行為	特別地域内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。(条例第 10 条第 4 項) ①工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 ②木竹を伐採すること。 ③知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。 ④鉱物を採取し、又は土石を採取すること。 ⑤河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。 ⑥知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺 1 キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 ⑦広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 ⑧屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。 ⑨水面を埋め立て、又は干拓すること。 ⑩土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。 ⑪高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。 ⑫知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 ⑬山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。 ⑭知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。) ⑮屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。 ⑯湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。 ⑰道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 ⑱前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの。  知事は、前項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。(条例第 10 条第 5 項)	



表 3.2-2 道立自然公園の普通地域内で届出が必要な行為および届出条件

法規制名称 (適用となる理由)	適用要件		届出条件
	事項	法令などの記述	
届出 (道立自然公園条例第21条第1項)(普通地域における行為規制)	対象地域	道立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(条例第21条第1項)	(工作物の基準) 条例第21条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおとする。(同条例施行規則第34条)  (1) 海域以外の区域 ア 建築物 高さ13メートル又は延べ面積1,000平方メートル イ 送水管 長さ70メートル ウ 鉄塔 高さ30メートル エ 船舶の係留施設 長さ50メートル オ ダム 高さ20メートル カ 鋼索鉄道 延長70メートル キ 索道 傾斜亘長600メートル又は起点と終点の高低差200メートル ク 別荘地の用に供する道路 幅員2メートル ケ 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ13メートル又は水平投影面積1,000平方メートル コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル  (2) 海域の区域 ア 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ50メートル イ アに掲げる工作物以外の工作物 海面上の高さ5メートル又は海面における水平投影面積100平方メートル
	対象行為	道立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下、「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。(条例第21条第1項) ①その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。) ②特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。 ③広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 ④水面を埋め立て、又は干拓すること。 ⑤鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 ⑥土地の形状を変更すること。  知事は、道立自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。(条例第21条第2項)	

### 3.2.2 自然保全地域

#### (1) 定義

自然保全地域は、自然環境保全や生物多様性の確保を目的に、「自然環境保全法」により原生自然環境保全地域、自然環境保全地域および沖合海底自然環境保全地域に区分され、また、自治体の条例により都道府県自然環境保全地域に区分され、指定・管理される。

- ・ 原生自然環境保全地域：  
人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域(1,000ヘクタール以上、島嶼は300ヘクタール以上)
- ・ 自然環境保全地域：
  - ア. 高山・亜高山性植生(1,000ヘクタール以上)、優れた天然林(100ヘクタール以上)
  - イ. 特異な地形・地質・自然現象(10ヘクタール以上)
  - ウ. 優れた自然環境を維持している湖沼・海岸・湿原・河川・海域(10ヘクタール以上)
  - エ. 植物の自生地・野生動物の生息地のうち、ア〜ウと同程度の自然環境を有している地域(10ヘクタール以上)
- ・ 沖合海底自然環境保全地域：  
沖合の区域<sup>1</sup>で、海底の地形若しくは地質又は海底における自然の現象に依存する特異な生態系を含む自然環境が優れた状態を維持していると認めるもの
- ・ 都道府県自然環境保全地域：  
自然環境保全地域(上記)に準ずる自然環境を維持している地域(ただし、海域を除く)

#### (2) 都道府県計画における位置付け

道土地利用計画において、土地利用の原則として「自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域です。自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることなどから、広く国民がその恵沢を享受するとともに、将来の道民に自然環境を継承することができるよう、生物多様性の確保など適正な保全を図るもの」としている。

#### (3) 寿都町における指定状況

寿都町には、「自然環境保全法」による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域および沖合海底自然環境保全地域の指定はない。

また、「北海道自然環境等保全条例」による道自然環境保全地域(自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なもの)、環境緑地保護地区(市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区)、自然景観保護地区(森林、草生地、山岳、丘陵、溪谷、湖沼、河川、海岸等の所在する地域のうち、良好な自然景観地として保護することが必要な地区)および学術自然保護地区(動物の生息地、植物の生育地及び地質鉱物の所在地のうち、学術上価値のあるものとして保護することが必要な地区)の指定はないが、記念保護樹木(由緒・由来のある樹木又は住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木とし

<sup>1</sup> 我が国の内水及び領海(水深200メートルを超える海域に限る)、排他的経済水域並びに大陸棚に係る海域

て保護することが必要なもの)の指定がある。表 3.2-3 に寿都町の記念保護樹木の指定状況, 図 3.2-3 に同記念保護樹木の位置を示す。

表 3.2-3 寿都町の記念保護樹木の指定状況

記念保護樹木の名称	樹種	由緒・由来	指定	所在地
西光寺のケヤキ	ケヤキ	仏木として敬愛されている樹木	昭和 50 年 6 月 20 日	寿都町字歌棄町歌棄 440
旧役場庁舎	クロマツ, コブシ, イチョウ	寿都郡役所開設の記念樹木	昭和 50 年 6 月 21 日	寿都町字渡島町 51



2023年09月15日  
 この図は「環境アセスメントデータベース」で作成しました

図 3.2-3 寿都町の記念保護樹木の位置

出典：記念保護樹木指定一覧（令和 5 年 4 月 14 日現在, 北海道庁ホームページ）。「環境アセスメントデータベース」で作成後, 行政界および凡例を明瞭にし, 記念保護樹木の説明を加筆。



### 3.3 その他（景観、文化財、国土防災）

国土利用計画法においては、土地利用の規制に関する措置等として、「別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずる」ことが定められている（国土利用計画法第10条）。上記に基づき、5地域の個別規制法以外に配慮すべき措置等について、寿都町における指定状況を確認した。

#### 3.3.1 景観

「景観法」は、わが国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。都道府県は、景観行政を担う主体である景観行政団体として同法に基づき景観計画を策定し、良好な景観の形成に関する方針、行為の規制に関する事項、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針などを定めることで、より効果の高い、実効性のある景観づくりを先導していくこととしている。

寿都町は、「北海道景観計画」により、寿都町全域が景観区域（一般区域）に指定されており、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、届出対象行為や景観形成の配慮事項などを定め、一定規模を超える建築物、工作物等の新築・増改築等について届出対象行為が規定されている。

#### 3.3.2 文化財

「文化財保護法」は、文化財の保存・活用と、国民の文化的向上を目的とし、文部科学大臣は有形文化財等を重要文化財に指定できる。

寿都町は、同法に基づく史跡名勝記念物（旧歌棄佐藤家漁場）および北海道文化財保護条例に基づく有形文化財（漁場建築佐藤家）が存在する。また、周知の埋蔵文化財包蔵地については、土木工事などを計画している場所が、最新の情報において同地の範囲内であるときは、文化財保護法の規定により工事の着手前に寿都町教育委員会への届出が必要である。

#### 3.3.3 国土防災

「土砂災害防止法」は、土砂災害の防止を目的とし、土砂災害の発生するおそれがある土地の区域が土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域として指定されている。また、「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」は、「土石流」「地すべり」「がけ崩れ」などの土砂災害を未然に防ぐことを目的とし、法ごとに未然に災害を防ぐため一定の行為の制限のある砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。

今後、現地調査や土木工事などを計画している場所が、自治体の整備する最新のハザードマップ等において、土砂災害の防止を目的としたそれぞれの区域に該当する場合には、区域ごとに指定されている行為の制限や許可・届出等に従い、対応していくことが必要である。

##### (1) 土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域）

土砂災害警戒区域は、国の基本指針に基づき都道府県知事が指定し、土石流、地すべり、急傾斜

地の崩壊など、土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域である。また、土砂災害特別警戒区域は、避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域である。

## (2) 砂防指定地

砂防指定地は、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域である。なお、砂防指定地の管理は都道府県が行い、砂防指定地として指定された土地は、治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から、竹木の伐採や土石・砂礫の採取等、一定の行為について制限があり、これらの行為を砂防指定地内で行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要である。

## (3) 地すべり防止区域

地すべり防止区域は、地すべりしている区域または地すべりするおそれの極めて大きい区域、ならびに地すべりを助長・誘発している地域または地すべりを助長・誘発するおそれがきわめて大きい地域など、国土交通大臣または農林水産大臣が指定した区域である。地すべり防止区域として指定された土地は、地すべりの発生による被害を防止又は軽減するため、地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限があり、地すべり等防止法第 18 条に定められた行為を行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要である。

## (4) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域は、傾斜度が 30 度以上の崩壊するおそれのある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのある区域またはそれらに隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地として、都道府県知事が指定する区域である。急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地では、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限がかけられており、急傾斜地法第 7 条に定められた行為を行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要である。

## 第4章 調査結果

### 4.1 調査結果の概要

国土利用計画を基本に都道府県が指定する都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域および自然保全地域の5地域区分の指定状況と、これらの5地域区分ごとに制定されている個別規制法などによる土地利用規制、景観、文化財、国土防災などに関する土地の利用規制について調査した結果、土地の利用に関して「原則許可されない」場所は確認されなかった。

図 4.1-1 に寿都町に係る土地利用制限および記念保護樹木などの概要図を示す。

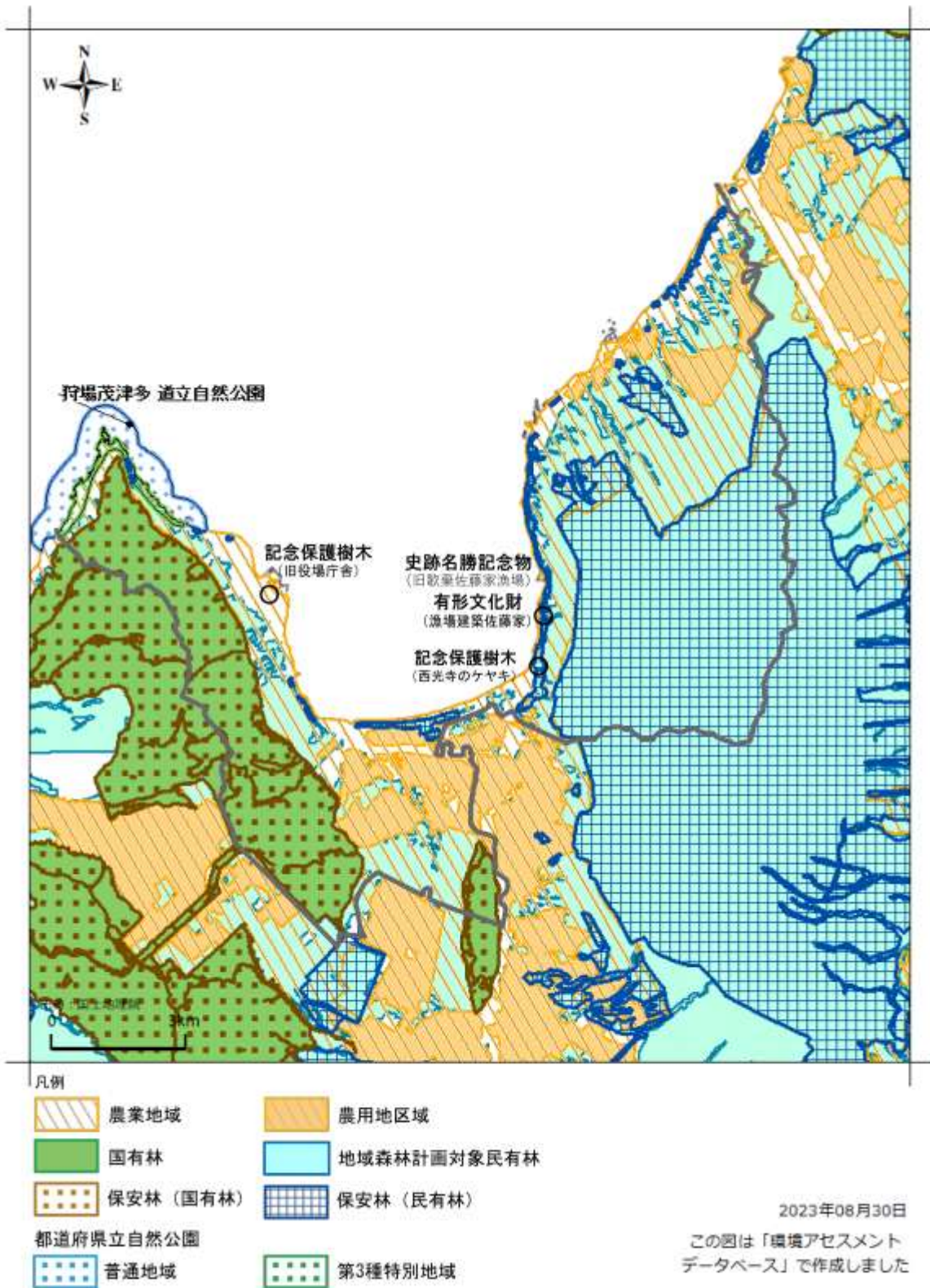


図 4.1-1 寿都町に係る土地利用制限および記念保護樹木などの概要図  
 「環境アセスメントデータベース」で作成後、行政界および凡例を明瞭にし、自然公園、記念保護樹木、史跡名勝記念物および有形文化財の説明を加筆。

## 4.2 考慮すべき点

地層処分事業は、事業の進展に応じて現地調査を実施し、将来的に最終処分施設を設置することを決定した後は、その地域において関連施設を建設することになる。その際、開発行為に当たっては、原則的な土地利用に関する法・条例等に基づき、各種規制措置に対応した取り組みを行うだけでなく、地域との共生を前提とした長期にわたる土地利用が不可欠であり、地域の生活、自然、環境面への深い配慮が求められる。

こうした観点から、文献調査段階における経済社会的観点からの検討においては、国土を適正に利用するための総合的な計画である「国土利用計画」を基本に北海道が策定する「北海道土地利用基本計画（第5次平成30年3月）」の寿都町における5地域区分の指定状況およびその他個別規制法などによる土地利用規制について調査した。

上記の調査結果を踏まえ、今後、調査の進展を見込んだ場合を鑑み、経済社会的観点について考慮すべき点を以下に整理する。

### 4.2.1 段階的対応

経済社会的観点からの検討は、調査の進展に応じて、調査範囲や内容についても進展させていくことが想定される。その際には、必要十分な検討を実施できるよう種々の専門家・有識者より助言を得て検討を進めていくことが重要である。

### 4.2.2 地域の実情に応じた対応

文献調査段階では、机上調査により土地利用に関する原則的な考え方をを用いて、地上の土地利用に関する種々の規制法に照らして「土地利用が原則許可されない地域」の有無を確認した。

今後、調査が進展した場合には、調査地点が絞り込まれ、現地での調査活動も開始されることから、調査地点などの土地利用状況や法規制への適切な対応に加えて、土地利用の不可逆性を考慮し、土地利用の実態や地域の自然環境や社会環境も含む、現地の実情を十分に考慮したうえで、調査計画を立案して現地調査を行い、調査の実施により想定される環境影響をできるだけ少なくするための対策を講じていくことが重要である。

### 4.2.3 地域との対話

最終処分事業は、初期の調査段階から地域との共生が不可欠であり、経済社会的観点においても、今後、調査が進展した場合には、地域の皆さまへご説明し、ご意見を伺いながら進めていくことが重要である。

## 引用文献

- 原子力発電環境整備機構（NUMO）（2020）北海道寿都郡寿都町 文献調査計画書。
- 北海道環境生活部自然環境局：狩場茂津多道立自然公園，<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/environ/parks/kariba-prefectural-national-park.html>，2023年1月25日閲覧。
- 北海道環境生活部環境保全局環境政策課：北海道環境データベース記念保護樹木指定一覧（令和5年4月14日現在），[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/8/3/9/4/7/7/1/\\_/%E8%A8%98%E5%BF%B5%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%A8%B9%E6%9C%A8%E6%8C%87%E5%AE%9A%E4%B8%80%E8%A6%A7%E8%A1%A8\(R5.4.14%E7%8F%BE%E5%9C%A8\).pdf](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/8/3/9/4/7/7/1/_/%E8%A8%98%E5%BF%B5%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%A8%B9%E6%9C%A8%E6%8C%87%E5%AE%9A%E4%B8%80%E8%A6%A7%E8%A1%A8(R5.4.14%E7%8F%BE%E5%9C%A8).pdf)，2023年6月19日閲覧。
- 北海道（2018）北海道土地利用基本計画（第5次 平成30年3月）。
- 北海道環境生活部自然環境局：北海道の自然公園と自然環境保全地域，<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/natureparks.html>，2023年1月25日閲覧。
- 北海道環境生活部自然環境局（2001）狩場茂津多道立公園管理指針（平成13年9月20日 自然第733号通知）。
- 環境省：環境アセスメントデータベース（EADAS），<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>，2023年8月14日，30日，9月15日閲覧。
- 経済産業省資源エネルギー庁（2023）文献調査段階の評価の考え方。
- 国土交通省：【国土利用計画】国土利用の新たな方向性について，<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001479433.pdf>，2023年10月19日閲覧。
- 国土交通省：土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY），<https://lucky.tochi.mlit.go.jp/Newlucky/index.html>，2023年9月15日閲覧。
- 国土交通省国土政策局（2017）国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針（平成29年4月）。
- 国土交通省国土政策局総合計画課国土管理企画室（2016）土地利用基本計画制度について（平成28年1月28日（木））。
- 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業部会原子力小委員会放射性廃棄物WG（2022），原子力発電環境整備機構（NUMO）の取組みについて～前回WG以降の対応を中心に～，2022年9月，資料4。